「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 別 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場 表六二十一 法人名 合の法人税額の特別控除に関する明細書 度 年 経営の改善に関する指導及び助言を受 御注意 けた認定経営革新等支援機関等の名称 記載して判定してください。)。 に載して判定してください。)。 にあっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている場合には、資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人(中小企業等協同組合等を除きます。)はこの制度の適用がありません。 平三十 業 種 2 Ħ 類 3 種 兀 資 称 設 備 \mathcal{O} 名 4 産 以 後終了事業年度分 区 取 得 年 月 H 5 分 指定事業の用に供した年月日 6 Щ 円 Щ 円 円 7 取 取得価額又は製作価額 得 法人税法上の圧縮記帳による 8 金 計 E 価 差 引 改 定 取 得 価 額 9 額 (7)- (8) 「16」欄 額 \mathcal{O} 計 算 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の 円 額基準額残額 特別控除を適用している場合 リ表六(十三)「19」) 17 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12の3第2項」 (1) 十二)「15」) (2) 「区分番号」欄:「00448」 除限度超過額 (3) 18 「適用額」欄:「16」欄の金額 3の計) (別衣一(一)「2」、別衣 別表一(三)「2」又は別表-若しくは「13」) ~の三覧 同上のうち当期繰越税額控除可能額 繰 19 ((17)と(18)のうち少ない金額) 期 税 基 進 当 額 期 13 $(12) \times \frac{20}{100}$ 越 (別表六(十三)[14]) 調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の®」) 20 税額控除可能 14 ((11)と(13)のうち少ない金額) 分 越税額控除額 期 繰 調整前法人税額超過構成额 (19) — (20)15 分 (別表六(二十八)「7の⑲」) ん。 この制度の適用がありませんので御注意くださいた。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 期 控 額 除 額 22 16 (16) + (21)(14) — (15)꽢 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 \mathcal{O} 算 越 期 繰 越 額 꾶 額 当 期 能 額 控 除 口 当期税額控 除限度 (23) — (24)事業年度又は連結事業年度 24 25 「21」欄 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別 控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 (1) 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12の3第3項」 (2) 「区分番号」欄:「00449」 計 (3) 「適用額」欄:「21」欄の金額 (裏面の (11)当 期 分 中中 〒小企業者の判定」〒小企業等協同組合 計 合 概 設 備 \mathcal{O} 要 一備に

別表六

•